
発刊のことば



公益財団法人ひかり協会
理事長 松田 朗

「ひかり協会40年の歩み」の発刊にあたり一言申し上げます。
前回の「ひかり協会30年の歩み」を2006年3月に刊行して10年
を経過しました。

この10年の間にひかり協会の事業と運営・体制の基本は、1999
年のブロック制実施要綱に基づく第一次10ヵ年計画から第二次10
ヵ年計画へと進んでまいりました。

この実施要綱がめざした2つの重点事業である「障害のある被
害者の将来設計実現の援助事業」と「すべての被害者を対象とし
た自主的健康管理の援助事業」は、この10年の間にそれぞれ大き
く前進させることができました。

また、事務局体制の改革として、2012年4月にすべての県事務
所を廃止して地区センター事務所中心の運営に移行しました。こ
れによって、長期的展望に立った合理的で安定した現地事務所体
制を目指すことができました。

さらに公益法人制度改革に対応するため、2011年4月に公益財
団法人への移行を完了することができました。これは、被害者救
済を実施してきたひかり協会が公益性のある団体として認められ
たことであり、設立以来の救済事業が社会から見ても公平性と有
益性を持っていると判断されたものであります。

これらの10年間の活動の成果は、事業の対象となった被害者と

その親族の方々からの理解と協力の賜（たまもの）と感謝しております。

さらにこの10年間には、被害者救済にとって欠かせない三者会談確認書に基づく三者の協力関係が、より強められたことがあります。

守る会からは、「事業推進の軸」である二者懇談会及び救済事業協力員活動を通じて、事業と運営・体制の全般にわたる組織的な協力をいただきました。とりわけ障害のある被害者を訪問する「ふれあい活動」、連帯して健康を守るための「自主的グループ活動」は、被害者同士が支え合う活動として、救済事業協力員活動とともに高い評価を得ております。

厚生労働省からは、種々の通知の発出、全国担当係長会議の開催など4つの「仕組みづくり」を通じて幅広い協力をいただきました。特に2016年9月に発出された社会・援護局及び老健局との連名通知（被害者の施設入所等の取組に対する協力について）は、救済事業の推進にとどまらず、1974年の法人設立趣意書の「ひいてはわが国の公衆衛生の向上及び福祉の増進に寄与する」に至るものと考えます。

各都道府県及び市町村におかれても、かつてなく幅広い協力が得られました。毎年開催されている各都府県市行政協力懇談会は、個々の被害者のニーズを実現する最も重要な機会となっています。

森永乳業におかれましては、毎年の救済資金の拠出のほか、社内における事件の風化防止と救済事業に対する理解を促進するための社員研修を強めてられました。

また、300名を超える専門家からは、引き続き献身的なご協力

を賜りました。心より感謝申し上げます。

2015年9月には、事件60周年記念式典及び合同慰霊祭が開催されました。その中で、恒久救済事業の完遂に向けた関係四者の決意が述べられ、相互の信頼と協力をより強化することが確認されました。

被害者の方々は60歳代を迎え、今後は高齢期に備える事業が重要課題となっております。生活の場及び後見的援助者の確保、生活習慣病の予防、障害・症状の進行防止、必要な介護体制の確保などについては、今後も継続して取組んでまいります。関係の皆様方のいっそうのご支援ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

この「40年の歩み」が、ひかり協会の事業と運営・体制に対する関係者の理解と協力を促進し、三者会談方式に基づく救済事業の完遂の一助となることを願ひまして、発刊のことばといたします。

40年史の発刊を祝して



厚生労働大臣
塩崎 恭久

このたび公益財団法人ひかり協会が創設40周年を記念して40年史を発刊される運びとなりましたことを心からお慶び申し上げます。

ひかり協会が、この40年間、森永ひ素ミルク中毒の被害者の恒久的な救済のため、被害者の継続的な健康管理、治療・養護、生活保障・援護、教育・保護育成等に関する諸事業及びこれらに関連する調査研究事業を積極的に推進し、着実にその成果を挙げておられますことに対し、深く敬意を表する次第であります。

昭和30年の事件発生から60年の歳月が経過しようとしています。被害者御本人はもとより、御家族の方々の、ここに至るまでの苦しみ、悩みは筆舌に尽くせぬものであったとお察し申し上げます。

幼くして被害を受けられた方々も既に60歳代を迎え、社会や家庭で円熟の時を迎える一方で、社会生活や健康面での様々な変化に直面しておられます。このような状況を受け、救済事業には、高齢化が進み多様化する課題に対しても着実な対応が求められています。ひかり協会におかれては、高齢期に備える年代に入る被害者の方々を支援するため、「守る会」の皆様との十分な議論を経た上で、「第二次10カ年計画」を決定し、これに沿って具体的な取り組みを進められております。

こうした折に、本記念誌が編纂されましたことは、極めて意義深いものがあると考えております。

この記念誌は、協会設立の背景、被害者救済の具体的な方途の模索過程、そして各年代のニーズに応じた救済事業の推移を余すところなく映し出すものであり、ひかり協会の40年の足跡であります。救済事業の今後のあり方を追究していく際には、この記念誌が、貴重な資料として存分に活用されることを期待するものがあります。

厚生労働省としても、「厚生労働省」、「守る会」及び「森永乳業」が、それぞれの立場と責任において協力することとした昭和48年の「三者会談確認書」の趣旨を、関係部局及び各自治体に対し機会あるごとに徹底するなど、被害者の方々が安心して暮らしていけるように、今後とも、積極的に「行政協力」を行っていく所存であります。

本記念誌の発刊に際し、編纂に努力された関係各位に対し、深甚なる敬意を表するとともに、ひかり協会の今後のますますの御発展と被害者の皆様方の御健勝を祈念してお祝いのことばとさせていただきます。

ひかり協会『40年史』の発刊に寄せて



森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

理事長 桑田 正彦

公益財団法人ひかり協会40年史の発刊に当たりまして、改めて協会の設立・運営に御尽力くださいました先人の尊い努力と編纂に関与されました皆様方に対し、敬意と感謝を申し上げます。

1955年の事件以来、守る会の親たちは子どもを思う気持ちから多くの協力専門家に支えられ、「恒久救済対策案」を残してくれました。それが協会事業に脈々と生き続けております。

協会は、1973年12月23日の第5回三者会談で「確認書」の調印、翌1974年4月25日に財団法人として設立され、2011年4月1日に公益財団法人に移行し、今日まで世界に例のない方式で事業継続がなされております。「三者会談」及び年4回の「三者会談推進委員会」が関係4者の信頼関係により今日に至るまで継続されていることは、稀有な事例で、当事者として喜びとするものです。

協会は、第二次10ヵ年計画の推進として、2つの重点事業（障害のある被害者の将来設計実現の援助事業・すべての被害者の自主的健康管理の援助事業）及び救済事業協力員活動の推進に鋭意取り組んでおり、また守る会も、現地二者懇談会等を通じて、主体的・継続的に取り組んでおります。協会と守る会はWin-Winの関係にあります。600余名の守る会被害者会員が救済事業協力員として呼びかけ活動を行っており、注目を集めています。守る会

の組織の連帯は、「一人は皆のために、皆は一人のために」というスローガンに象徴されており、ミルク仲間として救済事業協力員活動にも生かされています。

一昨年は事件60周年ということで、高野山で記念式典及び合同慰霊祭が行われ、またマスコミの注目も集めた一年でした。被害者も全員が60歳を超え、高齢期を迎えており、長寿社会をエンジョイするためにも自らの問題として健康寿命にもっと関心を持つ必要があります。「自助・共助・公助」ということが言われますが、協会の「あり方」に基づく2つの重点事業も大きくはこのフレームの中で検討し、守る会として「共助」のあり方を個々の地域の実情を踏まえて運動を個別・具体的に進めていきたいと考えています。

最後に被害者救済事業が協会として更に維持発展していけるよう、40年史発刊に対するお喜びと守る会の決意を申し上げて御挨拶といたします。

発刊によせて



森永乳業株式会社 代表取締役社長

宮原 道夫

ひかり協会40年史の発刊に当たりまして、心よりお祝い申し上げます。

日頃よりひかり協会の理事・評議員・専門家・職員の皆様には、救済事業の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三者会談確認書に基づき、昭和49年にひかり協会が設立されてから、40年余りの歳月が経過いたしました。ひかり協会設立当初に救済事業の基盤を作るためご苦勞された方々、その後の救済事業の発展にご努力いただいた関係者の皆様に改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

一昨年は、事件発生60周年の節目に当たる年でした。9月には高野山にて記念式典と合同慰霊祭が開催され、「三者会談」構成団体である四者が一堂に会しました。救済事業の完遂のために、関係者がそれぞれの立場で協力を続けるという誓いを再確認し、四者の信頼関係がより強固なものになったと考えております。

そのような過程を経て、このたび40年史が発刊されたことは、これまでの救済事業の歴史を正しく認識し、今後の更なる発展に寄与するという観点から極めて意義深いことであると感じております。ひかり協会設立以来の関係者の皆様のご尽力が、40年史という形で結実したものと理解しております。

現在、被害者の方々は60歳代を迎えられ、救済事業の2つの柱である「全ての被害者の自主的健康管理の援助」と「障害のある被害者の将来設計実現の援助」を中心に、様々な課題に取り組まれる、大変重要な時期にあると認識しております。

弊社がかねてから申し上げている通り、三者会談確認書の約束を守り、責任を全うすることを経営の中軸に据えて参りました。本年は創業100周年を迎えますが、今後もこの方針の下に事件を風化させず、歴史的経過と教訓を社内において正しく継承し、恒久救済事業の完遂に向けて、全社を挙げてその責任を果たして参ります。

また、弊社は現在、守る会・ひかり協会の皆様のご理解を得て、理事及び評議員として救済事業に参画させていただいております。今後も関係者の皆様と力を合わせて、救済事業における責任を果たして参りたいと存じます。

結びにあたり、ひかり協会の理事・評議員・専門家・職員の皆様のご健康とご多幸を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。